

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [公務災害](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

公務災害

公務災害

公務災害（こうむさいがい）とは、公務員が勤務中に労働災害（負傷、死亡、公務が原因による病気など）に遭遇することです。

公務災害による損害は、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法によって、補償されます。しかし、自殺の場合、公務により精神にかかったという因果関係の証明が必要とされます。疾患

1. 国家公務員の補償制度

国家公務員の場合は、各省庁ごとに取扱規定が詳細に定められています。

公務災害認定通知に不服がある場合は、一般職の国家公務員は人事院規則に従い、直接人事院へ審査の申立てができます。特別職の国家公務員についても、これに準じた不服申立措置が可能です。

2. 地方公務員の補償制度

地方公務員の場合は、地方公務員災害補償法第3条により設置される地方公務員災害補償基金及び同法第4条で設置される、各都道府県並びに政令指定都市の地方公務員災害補償基金支部へ認定の請求をします。

認定されると治癒するまでの期間出勤している状態と同様に扱われ、給与・昇給・在職期間に影響が生まれません。治療のための医療費も全て基金から補償されます。

また、決定に不服がある場合は、地方公務員災害補償基金審査会、地方公務員災害補償基金支部審査会に審査請求ができます。

3. 公務災害の問題点

公務災害の認定から、事業の処理が完結するまで、一般にかなりの時間・日数を要することが指摘されています。公務災害での認定が遅れるのは、中央のほうまで行き、認可されるためといわれています。

参考・出典：国家公務員災害補償法（昭和二十六年六月二日法律第九十一号）

地方公務員災害補償法（昭和四十二年八月一日法律第二百一十一号）

地方公務員災害補償基金

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

